

松江市火災予防条例の一部を改正する条例

松江市火災予防条例（平成17年松江市条例第352号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第3章の2 略	第1章～第3章の2 略
<u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・ 第29条の9)</u>	
第4章～第7章 略	第4章～第7章 略
附則	附則
(火災に関する警報の発令中における火の 使用の制限)	(火災に関する警報の発令中における火の 使用の制限)
第29条 火災に関する警報 <u>(法第22条第3</u>	第29条 火災に関する警報_____
<u>項に規定する火災に関する警報をいう。以 下同じ。)が発せられた場合における火の 使用については、次に定めるところによら なければならない。</u>	<u>_____が発せられた場合における火の 使用については、次に定めるところによら なければならない。</u>
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
<u>第3章の3 林野火災の予防 (林野火災に関する注意報)</u>	<u>(7) 屋内において裸火を使用するとき は、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>
<u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原 野等における火災（以下「林野火災」とい う。）の予防上注意を要すると認めるとき は、林野火災に関する注意報を発すること ができる。</u>	2 前項の規定による注意報が発せられたと

きは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならぬ。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防をして火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第 42 条の 3 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに(当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第 45 条第 1 項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(屋外催しに係る防火管理)

第 42 条の 3 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに(当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第 45 条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

<p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略 (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第 45 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為<u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p><u>2 消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略 (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第 45 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。